

改 正 案	現 行
第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条の三まで、第五十四条第一項及び第三項、第五十四条の三、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条から第六十一条まで、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九条から第六十九条の三まで、第六十九条の五から第七十条の三まで、第七十五条から第七十八条まで、第八十条から第八十三条まで並びに第八十八条の規定を準用する。	第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条の三まで、第五十四条第一項及び第三項、第五十四条の三、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条から第六十一条まで、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九条から第六十九条の三まで、第七十条から第七十条の三まで、第七十五条から第七十八条まで、第八十条から第八十三条まで並びに第八十八条の規定を準用する。

改 正 案	現 行
第百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条の三まで、第五十四条第一項及び第三項、第五十四条の三、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条から第六十一条まで、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九条から第六十九条の三まで、第六十九条の五から第七十条の三まで（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条、第七十八条、第八十条から第八十三条まで並びに第八十八条（訴訟）の規定を準用する。	第百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条の三まで、第五十四条第一項及び第三項、第五十四条の三、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条から第六十一条まで、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九条から第六十九条の三まで、第七十条から第七十条の三まで（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条、第七十八条、第八十条から第八十三条まで並びに第八十八条（訴訟）の規定を準用する。

○ 漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号）（附則第七条関係）

改正案		（公職選挙法の準用） 第九十四条（略）		
2 （略）	（略）	第四十四条第一項 抄本（当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。）	抄本	（略）
	（略）			（略）
	（略）			（略）
現行		（公職選挙法の準用） 第九十四条（略）		
2 （略）	（略）	第四十四条第一項 抄本（当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部又は一部を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。）	抄本	（略）
	（略）			（略）
	（略）			（略）

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六法律第八十八号）（附則第八条関係）

改正案				現行			
（公職選挙法の準用） 第十一条（略）				（公職選挙法の準用） 第十一条（略）			
第四十四条第一項	（略）	抄本（当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記	（略）	抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会	（略）	抄本	（略）
第十九条第四項	（略）	名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）	（略）	抄本	（略）	抄本	（略）
第四十四条第一項	（略）	抄本（当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記	（略）	抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会	（略）	抄本	（略）
第十九条第四項	（略）	名簿に記録されている事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九条第二項において同じ。）	（略）	抄本	（略）	抄本	（略）

(略)	は一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	(略)
(略)	又は一部を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	(略)

改 正 案	現 行
（外務員登録等） 第三十二条 証券取引法第六十四条から第六十四条の六まで（外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に関する届出事項、外務員に対する行政処分及び外務員登録の抹消）、第六十四条の八（登録手数料の納付）及び第六十四条の九（審査請求）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「役員」とあるのは「国内における代表者若しくは支店に駐在する役員」と、同条第三項第一号中「その代表者」とあるのは「国内における代表者」と、同項第二号口中「役員」とあるのは「国内における代表者、役員」と、同法第六十四条の二第二項第二号中「第六十四条の五第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条の五第一項」と、同法第六十四条の四中「第六十四条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第一項」と、同条第一号中「第六十四条第三項第二号イ又はロ」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ」と、同法第六十四条の五第一項第一号中「第六十四条の二第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条の二第二項各号」と、同法第六十四条の六第一号中「前条第一項」とあるのは「外国	（外務員登録等） 第三十二条 証券取引法第六十四条から第六十四条の六まで（外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に関する届出事項、外務員に対する行政処分及び外務員登録の抹消）、第六十四条の八（登録手数料の納付）及び第六十四条の九（審査請求）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「役員」とあるのは「国内における代表者若しくは支店に駐在する役員」と、同条第三項第一号中「その代表者」とあるのは「国内における代表者」と、同項第二号口中「営業所」とあるのは「支店」と、同号八中「役員」とあるのは「国内における代表者、役員」と、同法第六十四条の二第二項第二号中「第六十四条の五第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条の五第一項」と、同法第六十四条の四中「第六十四条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第一項」と、同条第一号中「第六十四条第三項第二号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第三項第二号イからハまで」と、同法第六十四条の五第一項第一号中「第六十四条の二第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条の二第二項各号」と、同法第六

証券業者に関する法律第三十二条において準用する前条第一項」と、同法第六十四条の九中「第六十四条第三項」とあるのは「外国証券業者に
関する法律第三十二条において準用する第六十四条第三項」と、「第六
十四条の二第一項」とあるのは「同法第三十二条において準用する第六
十四条の二第一項」と、「第六十四条の五第一項」とあるのは「同法第
三十二条において準用する第六十四条の五第一項」と読み替えるものと
する。

十四条の六第一号中「前条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する
法律第三十二条において準用する前条第一項」と、同法第六十四条の九
中「第六十四条第三項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三
十二条において準用する第六十四条第三項」と、「第六十四条の二第一
項」とあるのは「同法第三十二条において準用する第六十四条の二第一
項」と、「第六十四条の五第一項」とあるのは「同法第三十二条において
準用する第六十四条の五第一項」と読み替えるものとする。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）（附則第十条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百五十二号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。 （住民基本台帳法の一部改正） 第六十一条の二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。 別表第一の七十一の項中「第六十九条の九第二項」を「第二百二十六条第二項」に改める。	附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から施行する。 （新設）

○ 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（附則第十一条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 （略） 二 第三条並びに附則第三条及び第五十八条から第七十八条までの規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日 三 附則第八十条の二の規定 行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十 四年法律第百五十二号）第十五条の規定の施行の日又は施行日のい ずれか遅い日 （住民基本台帳法の一部改正） 第八十条の二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を 次のように改正する。 別表第一の三の項中「第百五十六条の三第一項」を「第百五十六条の 二十四第一項」に改める。	附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 （略） 二 第三条並びに附則第三条及び第五十八条から第七十八条までの規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日 （新設） （新設）

